

協同労働の協同組合がめざすもの

一定義 協同労働の協同組合とは

協同労働の協同組合とは、働く人びと・市民が、みんなで出資し、民主的に経営し、責任を分かち合って、人と地域に役立つ仕事をおこす協同組合です。

協同労働とは、働く人どうしが協同し、利用する人と協同し、地域に協同を広げる労働です。

一使命 協同労働の協同組合がめざすもの

協同労働の協同組合は、

1. 人のいのちとくらし、人間らしい労働を、最高の価値とします。
2. 協同労働を通じて「よい仕事」を実現します。
3. 働く人びと・市民が主人公となる「新しい事業体」をつくります。
4. すべての人びとが協同し、共に生きる「新しい福祉社会」を築きます。

一原則 協同の労働・経営・運動のための指針

第1原則 働く人びと・市民が、仕事をおこし、よい仕事を発展させます。

- 1) 働く人びと・市民が、仕事をおこします。
 - ① 人と地域が必要とする、働きがいある仕事を見つけ出します。
 - ② 事業計画をみんなで作ります。
 - ③ 必要な資金を自分たちで集めます。
 - ④ 変化する社会的ニーズに積極的に応えます。
- 2) よい仕事を不断に追求します。
 - ① 自らの労働の価値を大切にします。
 - ② 働く仲間の総合力を発揮します。
 - ③ 必要な専門性や技術・技能を身につけます。

7つの原則

- ④ 仕事の目標・基準・進め方をみんなで確認します。
- ⑤ 仕事の記録をしっかりとります。
- ⑥ 仕事の結果を定期的に評価し、改善します。

3) 提案とネットワークを通じてよい仕事を高めます。

- ① 人と地域の必要とする仕事を企画し、提案します。
- ② 利用者・発注者・地域の人びととの協同事業を発展させます。

第2原則 すべての組合員の参加で経営を進め、発展させます。

1) 全組合員経営

- ① 働く人は基本的に全員が出資し、組合員となります。
- ② すべての組合員は、出資口数にかかわらず、「一人一票」で経営に参加します。
- ③ みんなで事業計画を定め、「経営指標」に従って健全経営を進め、仕事を拡大します。

2) 役員やリーダーのあり方

- ① 役員やリーダーは、組合員が、基本的に組合員の中から選びます。
- ② 組合員は、自らが選んだ役員やリーダーと協力します。
- ③ 役員やリーダーは、次の取り組みを通じて、全組合員経営の発展に責任を負います。
 - ア. 組織の使命やビジョンを示すこと。
 - イ. 組織の現状をつかみ、組合員に情報を提供すること。
 - ウ. 適切な活動方針を提起し、全組合員の話し合いと実践を促すこと。

3) 事業の成果の配分

- ① 事業高の一定割合を、協同組合発展のために、積立金として積み立てます。
- ② 期末に剰余が出た場合には、組合員の意思により、次の順序で配分します。
 - ア. 現在と将来の組合員のための「仕事おこし」「学習研修」「福祉共済」の基金
 - イ. 労働に応じた分配
 - ウ. 出資に対する分配（制限された割合以下で）
- ③ 積立金と基金は、組合員には分配しない共同の財産（不分割積立金）とします。この財産は、働く人びと・市民が、世代を超えて協同労働を発展させるために使われます。

7つの原則

第3原則 「まちづくり」の事業と活動を発展させます。

- 1) 地域が抱える課題の解決に役立つ事業と活動を行います。
- 2) 「福祉のまちづくり」に役立つ「生活総合産業」を通じて、新たな産業と就労を地域からつくりだします。
- 3) 市民が主人公となって企画・提案・事業化し、自治体と連携する「新しい公共性」づくりに貢献します。

第4原則 「自立と協同と愛」の人間に成長し、協同の文化を広げます。

- 1) 日々の仕事と活動、学びあいを通じて、協同の心を育てます。
 - ①人と地域を思いやる人
 - ②仲間の言うことを受け止め、自分の意見を述べられる人
 - ③建設的な精神で、仲間といっしょに仕事をやり遂げられる人
- 2) 「協同の仕事おこし」の能力を高めます。
 - ①人と地域が求めるものをつかむ能力
 - ②職業能力と専門性
 - ③事業経営能力
 - ④ネットワーク能力・運動能力
- 3) 協同の生き方・働き方を地域の人びとと未来の世代に広げます。

第5原則 地域・全国で連帯し、協同労働の協同組合を強めます。

- 1) 事業・経営・運動・組織の経験を交流し、学びあいます。
- 2) 人や資金を含めて、連帯を強め、お互いの地域における経営を発展させます。
- 3) 政府や自治体や民間企業、他の協同組合部門や市民組織に対して、共に働きかけ、運動を発展させます。

第6原則 「非営利・協同」のネットワークを広げます。

- 1) 各種の協同組合との間に「まちづくり・仕事おこし」の提携を強めます。
- 2) 働く人と利用者、市民が共につくる「複合協同組合」を発展させます。
- 3) 市民組織や事業者、専門家、大学・研究所等と結んで、地域のネットワークを広げます。

7つの原則

- 4) 働く人びとや労働組合運動と協力して、労働の人間的な発展のために活動します。

第7原則 世界の人びとと連帯して「共生と協同」の社会をめざします。

- 1) 戦争や環境破壊をはじめとする人類の危機を直視し、グローバル（全地球的）な市民運動に参加します。
- 2) 「資本のグローバル化」による大量失業と人間の排除に対して、「民衆のグローバルな連帯」を進めます。
- 3) 協同組合と「社会的経済」を世界的に発展させ、「共生と協同の21世紀」を築きます。